

はちのこ第3学級指定管理者候補者選定結果

- 1 施設の名称 はちのこ第3学級
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 3 指定管理者候補者選定結果
 社会福祉法人 向学会
 理事長 富田 剛史
 宇部市山門五丁目8番18号
- 4 指定管理者候補者の概要（目的、事業内容、事業実績等）
 本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として社会福祉事業を行っています。
- 5 募集及び選定の経過
 募集要項・仕様書の決定 令和5年7月13日（木）
 受付期間 令和5年9月4日（月）～令和5年9月22日（金）
 質問書の受付 令和5年8月10日（木）～令和5年8月25日（金）
 選定委員会によるヒアリング及び審査 令和5年10月13日（金）
- 6 指定管理者応募団体
 (1) キャレオス株式会社
 (2) 社会福祉法人 向学会
 (2) 特定非営利活動法人 みんなのふるさと
- 7 選定の方法
 (1) 選定委員会委員
 藤井 正治 こども未来部長（委員長）
 河辺 寿夫 こども未来部次長
 大田 紀子 山口学芸大学教授
 田中 善人 小郡小学校校長
 島田 阿紀 小郡小学校PTA副会長
 (2) 提出書類の確認
 応募団体からの提出書類については、募集要項に定める応募の資格等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。
 (3) 応募団体ヒアリング
 応募団体に対し、応募団体ヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。
 実施日 令和5年10月13日（金）
 場 所 小郡地域交流センター第2研修室
 要 領 1団体につき20分間のプレゼンテーション後、質疑応答

(4) 審査内容

提案内容の審査については、各応募団体の指定申請等書類及びヒアリングの内容を基に、選定委員会において、選定基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、次の審査基準により候補者として選定しました。

【第1審査基準】

総配点合計の6割（基準点）を超えかつ最も多くの委員が最も高い採点をした団体を候補者とする。

【第2審査基準】

最も高い採点をした委員数が同数となり、第1審査基準により候補者が決しない場合は、当該団体のうち総計得点の最も高い団体を候補者とする。

※ 第1審査基準を優先的に適用するため、総計得点が上回っていても候補者として選定されない場合があります

8 選定結果の概要

【第1審査基準】

最も高い採点をした委員の人数	向学会	A	B
	4	0	1

【第2審査基準】

選定基準	配点	委員数	総配点	向学会	A	B
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	36	38	32
施設の効用を最大限発揮できる能力を有していること	95	5	475	348	333	355
施設の管理経費の縮減が図られること	5	5	25	15	0	15
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	80	5	400	296	261	262
市の施策への貢献が期待できること	10	5	50	40	34	44
総計	200	5	1,000	735	666	708
基準点	—	—	600			

9 講評

はちのこ第3学級は、本市小郡小学校区において、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として新たに設置する施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ、(別紙) 指定管理者候補者選定基準に基づき検討し、審査しました。

社会福祉法人向学会は、保育所の運営及び過去における他自治体での放課後児童クラブの運営等、これまで培ってきた児童福祉事業の運営実績を基盤にして、事業の実施においては、地域との交流、連携に積極的に取り組まれており、乳幼児期から小学校就学への接続など、きめ細やかな利用者対応が見込めます。

既に運営している小郡地域の保育所においても、近隣の小中学校や地域づくり協議会と連携を図りながら、行事やイベント、多世代交流を実施されており、今後、放課後児童クラブにおいても既存の放課後児童クラブや地域との積極的な連携に取り組まれること、また、同一地域内に保育所を有していることから、放課後児童クラブにおける人員確保の面からも、突発的な人員の不足等に対して柔軟な人員配置を行うことができ、安定した学級運営を継続できる点など、同法人の強みを生かした魅力的かつ優れた提案が認められました。

以上のような点を踏まえ、審査基準に従って社会福祉法人向学会をはちのこ第3学級指定管理者の候補者として選定します。

別紙 指定管理者候補者選定基準

評価項目		評価の視点	審査書類	評点		
大項目	小項目					
(1) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な理由なく利用を拒んだり、優遇するおそれはないか。	事業計画書 1. (3)	10点		
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	指定管理者に応募した動機	・事業運営に対する姿勢は意欲的か。 ・施設の公益性を認識しているか。	事業計画書 1. (1)	5点		
	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。 ・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映させる運営方針となっているか。	事業計画書 1. (2)	15点		
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	利用者へ の適切な サービス を提供す るための 事業提案 がなされ ていること	年間計画	・年間を通して児童の遊びと生活の場として機能する計画となっているか。	事業計画書 2. (1)	15点
		平日の活動内容	・放課後の児童の過ごし方として適切な内容となっているか。	事業計画書 2. (2)	10点	
		土曜日・長期休業中の活動内容	・1日の児童の過ごし方として、適切な内容となっているか。	事業計画書 2. (3)	10点	
		支援の必要な児童への対応	・支援の必要な児童の受け入れ、対応は適切に行えるか。	事業計画書 2. (4)	15点	
		児童の衛生管理、体調管理	・熱中症対策、感染症予防、食中毒防止のための取組がなされているか。	事業計画書 2. (5)	15点	
地域・学校・その他関係機関との連携が図られていること	・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	事業計画書 2. (6)	10点			
(3) 施設の管理経費の縮減が図られること		・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。	収支予算書	5点		
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	安定した運営を行うための財政的基盤	・応募者の財務状況は健全であるか。	財務諸表	10点		
	日常の事故防止や防犯、防災対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	事業計画書 3. (1) 3. (2)	10点		
	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制となっているか。 ・ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮はなされているか。	事業計画書 3. (3)	10点		
	保護者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・適切に対応できる苦情処理体制がとられているか。 ・利用者からの要望対応が適切に実施できるか。	事業計画書 3. (4)	10点		
	職員体制は基準に沿って人員を配置していること	・安定的な運営が可能となる人員配置となっているか。	事業計画書 4. (1) 4. (2)	10点		

	人材育成のための取り組みがなされていること	・研修計画や人材育成方針に沿った取り組みがなされているか。	事業計画書 4.(3)	15点
	同種施設、類似施設での運営実績があること	・放課後児童クラブ、その他児童福祉施設の運営実績があるか。	児童福祉事業の実績	15点
(5) 市の施策への貢献が期待できること	市の施策を踏まえた事業提案があること	・事業者独自の取り組みが市の施策へ貢献しているか。 ・放課後児童クラブだけではなく、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援などについて連携した取り組みが提案されているか。	事業計画書 5.(1)	10点
			合計	200